

東京都東村山ナーシングホームの民設民営施設への転換に伴う 介護老人保健施設の施設整備・運営事業者を公募します

都立施設改革の一環として、東京都東村山ナーシングホームについて、都立施設から民設民営施設への転換を進めています。

この施設の介護老人保健施設整備・運営事業者について、「都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業」により公募します。

新たな施設においては、社会福祉法人や医療法人等の自主性や創意工夫を活かした、弾力的かつ効率的な施設運営により、入所者の一人ひとりのニーズに合わせた、きめ細かで質の高いサービスの提供を実現していきます。

1 民設民営化対象施設

東京都東村山ナーシングホーム（指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設）

2 施設整備の概要

指定介護老人福祉施設については、二期に分け、東村山キャンパス内に整備します。第一期は、平成29年度末開設に向け、平成26年度に整備・運営事業者を決定しました。また、第二期は、平成31年度末の開設に向けて、平成28年6月に整備・運営事業者を公募しました。

引き続き、介護老人保健施設について、平成31年度末の開設に向けて、武蔵野市桜堤の都有地に整備します。

3 介護老人保健施設の定員規模等

介護老人保健施設については、定員を現行の50名から80名以上へと拡大し、通所リハビリテーション及び訪問看護を併設します。

東村山ナーシングホームは、平成29年度末に開設予定の第一期施設において、特別養護老人ホームの現入所者の受け入れ終了後、廃止します。

4 公募内容

概要は別紙のとおり



【問合せ先】

福祉保健局高齢社会対策部施設支援課

電話：03-5320-4587（直通）

介護老人保健施設整備・運営事業者公募の概要
(都用地活用による地域の福祉インフラ整備事業)

1 公募施設及び規模等

- (1) 介護老人保健施設：定員 80 人以上
- (2) 通所リハビリテーション
- (3) 訪問看護

2 建設予定地（貸付予定地）

武蔵野市桜堤一丁目 1 6 2 5 番 1 及び 3 約 2, 7 4 3 m²

3 貸付条件

貸付期間 50 年

4 応募資格等

社会福祉法人、医療法人又は平成 11 年厚生省告示第 96 号に規定する介護老人保健施設を開設できる者のうち、平成 28 年 10 月 1 日現在、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設の運営実績が 1 年以上あること。

※ 事業者説明会（10 月 26 日開催）に参加することを応募の条件とします。

※ 事業者説明会への参加申込み等、詳細はホームページを御覧ください。

5 今後の予定

平成 28 年 10 月 26 日（水曜日）	事業者説明会
平成 28 年 12 月 5 日（月曜日）～ 12 月 13 日（火曜日）	応募申込み期間
平成 29 年 1 月 18 日（水曜日）～ 1 月 27 日（金曜日）	借受申請書等受付期間
平成 29 年 6 月	事業者決定予定

6 公募要項の入手方法

- (1) 窓口配布 福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設調整担当
(東京都庁第一本庁舎 2 4 階中央)

※平成 28 年 10 月 17 日（月曜日）からは、窓口が東京都庁第一本庁舎 2 6 階中央に移動となりますので御注意ください。

- (2) ホームページ

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/sumaipt/kouyuutiriyous/seibi/index.html>

福祉保健局トップページ>高齢者>公有地等の利活用>公有地等の利活用 事業者公募状況(高齢)
>都用地活用による地域の福祉インフラ整備事業一覧